

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第7号）」の概要

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）の施行による税務関係書類における押印義務の見直しに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年国税庁告示第2号）の一部を改正するものである。
- 2 この告示は、令和三年四月一日から適用する。